

新堀川上流部における悪臭の原因調査及び対策について

新堀川沿い住民の切実な声

【西山議員】 通告に従い、まず新堀川上流部の悪臭問題について質問します。

新堀川は、かつて精進川と呼ばれており、洪水被害の軽減と水運の確保を目的として開削された人工河川であり、中区堀留水処理センターを起点とする1級河川です。運河として開削された当時に熱田港への合流部から上流部までほぼ水平となるように設計・掘削されているため、ほとんど流れがなくヘドロが堆積しやすい状況になっています。環境局の水質調査では水質目標値は達成しているものの、悪臭による住民からの苦情が多く寄せられています。

新堀川の問題では、この2月議会でも、うえぞの議員が質問し、悪臭の原因を調査する旨の答弁がありました。

私の事務所もその新堀川上流部の鶉橋（うずらばし）付近にあるため、周辺にお住いの市民の方からの声が寄せられ、私も頻繁に新堀川沿いを通りますが、かなり強い悪臭を感じる時もあります。

私は、昨年12月から1月にかけて中区内の新堀川沿いに住む住民のみなさんにアンケート調査を実施しました。切実な声を紹介します。

- ・暑い季節だけでなく冬ですら悪臭がする。
- ・新堀川を渡るときは息を止める。
- ・臭いが強いので窓を開けられない日がある。
- ・窓を閉めていても部屋に臭いが入ってくる。
- ・洗濯物を外に干したことは一度もなく、カラッと乾いた衣類に袖を通したことがない。
- ・臭いがひどく、頭が痛くなる時がある。部屋に消臭剤がかかせない。
- ・外出しても辺り一面悪臭が漂っていてこんな場所にマンションを買ってしまったことを後悔している。

・記念橋付近に住んでいると言うと、あんな臭いところによく住めるねと言われてショックだった。

など、住民のみなさんは新堀川の悪臭に悩まされています。

本来なら街中に川があるというのは大きな魅力になるはずが、新堀川は魅力になるどころか街のイメージを悪くしています。都心の魅力を高めていこうと踏み出している今、新堀川の悪臭への対応は避けてとおれない課題です。

私も何とか悪臭対策を進めたいとの思いから、このアンケートの声を受けて4月に担当である西保健所の北西部公害対策担当の方と懇談させていただきました。その懇談を受けて、アンケート結果とともに臭いのある時は西保健所に連絡してくださいと住民のみなさんへお知らせをさせていただきました。

名古屋市が管理する河川の悪臭によって、住民から少くない苦情が寄せられており、本市として早急な対策が必要だと思います。

冒頭にも触れましたが、平成27年の名古屋市の環境白書には、平成24～26年度まで水質においては目標を達成していると書かれています。本市が定めている環境目標値では新堀川の水質は☆ひとつ、水質のイメージとしては岸辺の散歩が楽しめるとあります。私は、現在の新堀川の環境が岸辺の散歩を楽しめる状況にあるとはとても思えません。

水質の調査だけでは悪臭のひどさも原因もわかりません。そのため、悪臭の分析が必要だと考えます。また、アンケートに見られるような住民の認識と環境局の把握している数値とのズレを縮めるためにも、たとえば臭いがひどいと思われる夏場に集中的に悪臭の原因調査を行う対策をとるなども一つの方策だと思います。

そこで環境局長に伺います。新堀川の悪臭対策のために何をやってきましたか。環境局としての現状認識と、今後の対応についてお答えください。

悪臭の発生原因を調査していきたい

【環境局長】新堀川上流部における悪臭の原因調査及び対策についてお尋ねをいただきました。

悪臭の発生については、一般的に、特定の発生源による場合や化学的な反応により

発生する場合など、様々な原因が考えられます。悪臭の発生原因を特定するために、まずは、悪臭の原因となる物質を把握していくことが重要となります。そのため、環境局では、新堀川上流部の舞鶴橋、鶉橋、記念橋の3地点で今年度から定期的な調査を開始し、今まで20回の調査を行ってまいりましたが、今のところ分析が必要とされるような悪臭の発生は確認できておりません。

新堀川の上流部の悪臭につきましては、常時、悪臭が発生している状況ではございませんが、今後とも、定期的に調査を実施し、悪臭の発生状況に応じて空気を採取し、環境科学調査センターにおいて分析を行い、悪臭の発生原因を調査してまいりたいと考えています。

また、ご提案をいただきました、においがひどいと思われる夏場の集中的な調査については、実施時期を含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解たまわりたいと存じます。

新たな調査方法も必要では（再質問）

【西山議員】新堀川の問題については再質問させていただきます。

今年度の定期的な調査では、分析が必要とされるような悪臭は確認できなかったと答弁を頂きましたが、私は今年度に入ってから何度も強い悪臭を感じる状況に出くわしています。

悪臭の実態を調査する新たな方法も必要ではないでしょうか。たとえば、東京都大田区では36週間(252日)をかけて、5種類の金属の腐食度合から、硫化水素、亜硫酸ガス、塩素系ガスの大小を測る腐食性ガス調査キットを使用し河川周辺の臭気調査を行っています。この調査キットは雨のあたらないところに吊り下げておくだけのものなので、たとえば地域住民の方に協力していただきベランダに調査キットを設置してもらうなど、名古屋市の取り組みが住民からも目に見えることで地域ぐるみで解決する機運も高められると思います。

いま環境省では、臭いに対する住民意識の変化に対応するため、「におい環境」という概念を導入しています。これは、悪臭の発生源を特定し規制することはもちろんですが、住民にとってさわやかな環境をつくりあげていくために行政も責任を果たす必要があるという考え方です。

こうした新しい視点や調査方法も含めて環境科学調査センターで新堀川の悪臭についての研究をおこなっていくお考えはありませんか。環境局長にお伺いします。

新たな情報を収集していきたい

【環境局長】環境科学調査センターは、本市の良好な環境を確保するため、科学・技術的側面から環境行政を支える総合的、専門的な調査研究機関であり、国等と連携しながら、PM2.5や生物多様性などの新しい環境問題にも取り組んでいるところです。

悪臭の問題に関しましても、原因物質を特定する分析等を通じて知見を積み重ねているところをございまして、国等から新たな情報を収集しながら、今後とも、市民の快適な生活環境の確保に向けて、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えています。

この夏に集中的な調査を（意見）

【西山議員】アンケートにもあったとおり住民の皆さんにとっては、深刻な状況です。答弁では夏場の集中的な調査をしていくとありましたので、この夏の集中的な調査を実施していただいて、一日も早く悪臭の原因を把握し、関係局と連携して対策をとっていただくことを要望し、質問を終わります。

保育所待機児童対策について —親の願いに沿った対策を—

利用保留児童の保育義務を負うか

【西山議員】次に利用保留児童、いわゆる隠れ待機児童について質問します。

「保育園落ちた！」という匿名ブログを機に改めて社会問題になっている保育所の待機児童問題。本市は5月19日に「平成28年4月1日現在の保育所等利用状況について」発表しました。

国の定義に基づく除外児童数を除いた保育所等の待機児童数は3年連続0人。では、実際に保育所に通わせたいと思っている全ての子どもが保育所等を利用できているのでしょうか。

保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用できていない児童は、585人です。この585人は待機児童という国の定義からは除外され利用保留児童となってい

ますが、新聞報道などでは隠れ待機児童とも言われています。

そこで子ども青少年局長に伺います。児童福祉法24条では「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない」と規定しています。今回、利用保留児童とされた585人は、市町村が保育義務を負うべき児童であるという認識かどうか。明確にお答えください。

個々のニーズに対応していく

【子ども青少年局長】平成27年4月に施行されました改正児童福祉法第24条では、市町村は、保育を必要とする児童に対して認定こども園や小規模保育事業所等軽より、必要な保育を確保するための措置を講ずるほか、「保育所」において保育しなければならない、とされております。

本市といたしましては、「保育を必要とする場合において」、保育所等の利用を申し込まれた子どもたちが、保育所等を利用できるようにしていく必要がございます。利用保留児童の多くは、様々な事情により保留をされているわけですが、今後とも、引き続き、待機児童対策を強力に取り組み、保育所等の利用枠の拡大を進めるとともに、個々のニーズに即して、きめ細やかに対応していくことが重要であると考えております。

安心して預けられる保育の質を

【西山議員】利用保留児童の585人のうち1人を除く584人は利用可能な保育所等があるにも関わらず、希望する特定の保育所等に入れなかった児童です。子どもを預けることができなかった保護者の方からお話を伺いました。

あるお母さんからは、「見学に行った数か所の小規模保育園の中にはレストランを改装し天井から吊るし電球がぶらさがっていることにびっくりした」とか「何かあったら近くの保育園に相談しているので大丈夫だと言われ、とても子どもを預けることはできないと感じた」という声や、今年利用保留児童となった子のお母さんからは「アレルギーや障害のある子は責任がとれないので辞退してほしいと言われた」など。施

設を見たり話を聞くだけでも不安を感じるようなところもあり、本当に保育の質が保たれているのかと疑問に感じます。

子どもの発達・成長の権利を保障すること、保護者が安心して預けられるというのはギリギリの要求であり、当然の願いです。この願いに向き合うことなしに問題は解決しません。

「利用保留児童」となる児童がいない状態が、真の意味での“待機児ゼロ”を実現することになるのではないのでしょうか。当局も利用保留児童を100%解消する立場に立つべきだと考えますが、子ども青少年局長の考えをお答えください。

利用保留児童を減らしていきたい

【子ども青少年局長】本市におきましては、利用申込者数や就学前児童数を基に、子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、保育ニーズのピークとなると想定されている平成30年4月に必要となる保育所等利用枠を確保できるよう、待機児童対策を進めているところでございます。

しかしながら、保育所等の利用を申し込んだものの、特定の保育所を希望する等、何らかの理由により保育所等を利用できていない「利用保留児童」が、平成28年4月時点でも85人おられ、各地域に分散化している状況や利用申込者数が、引き続き、増加していることを踏まえ、国定義による待機児童ゼロを継続していくことについても容易なことではないと認識しております。

利用保留児童の多くが、特定の保育所等を希望されているということを含め、今すぐ、利用保留児童ゼロを実現することは非常に困難ではありますが、全区役所・支所に配置している保育案内人を始めとして、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を行い、利用枠を最大限に活用することで、まずは一人でも多くの方に保育所等を利用いただき、利用保留児童を減らしてまいりたいと考えております。

公立保育所など認可保育所の増設を

【西山議員】国は待機児童解消として緊急対応策を出しました。その目玉となっているのは、人員配置や面積基準について、国の定める基準を上回る基準を設定している市町村において、国の基準に合わせて受け入れさせる規制緩和による“つめこみ保育”

です。

本市は、国が方針を出す前からすでに定員を超える入所、いわゆる“つめこみ保育”をこの間行ってきています。

待機児童対策を進めるうえで、大事なことは、子どもたちの発達・成長を保障する保育の質を確保することです。2014年に名古屋市が発表した「子ども子育て家庭意識・生活実態調査」によれば、親が求める保育施設は“認可保育所”です。私が話を聞いたお母さん方の思いも、やはり保育士が、国の認可基準通り配置されていて就学前まで預けられる認可保育園を望むという声でした。

ところが、本市は認可保育所の増設は民間任せ。公立保育所は民間移管でこの間13か園が民営化され、最終的にはさらに33か園を民営化する計画が進められています。その背景には、国が保育の負担金を「一般財源化」の名で無くしてしまったことがあります。

そこで、子ども青少年局長にお尋ねします。利用保留児童も含めて保育所待機児童を文字通りゼロにするために、公立保育所も含めて認可保育所の増設を進めるべきではありませんか。

待機児童解消のため迅速かつ柔軟に対応

【子ども青少年局長】本市では、これまでも待機児童の解消に向けて、迅速かつ柔軟に対応するため、通常の民間保育所の新設整備や増改築のみではなく、賃貸方式による民間保育所の設置や小規模保育事業所の設置、公立及び民間保育所等における定員超過入所など、様々な手法に取り組んでまいりました。

今年度につきましては、昨年度を約300人上回る2,189人分の利用枠の拡大のための予算をお認めいただいております。その内訳といたしましては、賃貸方式を含め認可保育所・認定こども園の整備が1,809人分、小規模保育事業所が380人分となっております。

今後とも、様々な手法を活用しつつ、利用保留児童の状況をしっかりと分析する等により、必要な場所に、必要な年齢構成の保育施設をピンポイントで整備し、待機児童の解消、また、利用保留児童の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

公立保育所への財政支援を国に要望を

【西山議員】公立保育所の民営化をやめ、増設へと舵を切るために、公立保育所に対する新たな財政支援制度の創設、建設費補助金や運営費の国庫負担分の復活を国に求めるお考えはありますか。

以上で第1回目の質問を終わります。

地方から国に一般財源化を求めてきた

【子ども青少年局長】公立保育所については、平成15年に「名古屋市社会福祉審議会」から、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から民間委託等を進めるべきとの意見具申を頂きました。

その後、様々な検討をおこなった結果、本市としては、子育て支援の充実に取り組んでいくため、公立保育所は、78か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進めております。

また、公立保育所に係る国庫補助負担金については、地方分権改革の中で、地方側から一般財源化を要望してきた経緯もあり、三位一体改革の中で、公立保育所の整備交付金および運営費負担金の一般財源化が整理されたものと認識しております。

したがって、こうした経緯を踏まえ、国に対して、公立保育所の財政支援制度の創設あるいは運営費の国庫負担分の復活を求めることは困難であると考えております。

認可保育所の増設を要望（意見）

【西山議員】利用保留児童については、保育の質を保ち、保護者が安心して通わせることのできる保育所を増設することこそ保育への公的責任を果たす自治体の役割です。利用保留児童をゼロにすることを目指すとともに、親の願いに沿った就学前までの認可保育所を増設することを要望します。

以上